

議案 第 15 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「地域手当及び」及びただし書を削る。

第4条第1項中「第1条第1号」を「第1条第2号」に改め、同条第2項中「第1条第1号から第3号まで」を「第1条第2号、第3号」に改め、第1号を削り、同項第2号中「100分の47」を「100分の38」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「100分の23」を「100分の18.6」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100分の12.5」を「100分の10.2」に改め、同号を同項第3号とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職 員	給 料 月 額
市 長	1,669,000円
副 市 長	1,096,000円
識見を有する者たちから 選任された常勤の監査委員	代表監査委員 代表監査委員以外の監査委員
特別職の秘書の職の指定等に関する条例第2条の市長の秘 書の職を占める職員	393,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による
改正前の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第1

条第1号に掲げる職員として在職していた者については、同日を含む任期に係る期間は、この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は適用しない。この場合におけるその者の給料月額は、改正前の条例別表に規定する給料月額を特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する給料月額とみなして市長の給料月額等の特例に関する条例（平成23年大阪市条例第65号）第1条の規定を適用して得た額とする。

- 3 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号、第3号及び第6号に掲げる職員（任期の初日が平成27年12月18日以前である者に限る。）については、同日までの間、改正後の条例別表の規定は適用しない。この場合におけるこれらの者の給料月額は、改正前の条例別表に規定する給料月額を特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する給料月額とみなして特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）本則の規定を適用して得た額とする。
- 4 施行日の前日において改正前の条例第1条第1号に掲げる職員として在職していた者に対する地域手当の支給については、同日を含む任期に係る期間は、改正前の条例第3条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号、第3号及び第6号に掲げる職員（任期の初日が平成27年12月18日以前である者に限る。）に対する地域手当の支給については、同日までの間、改正前の条例第3条の規定は、なおその効力を有する。
- 6 施行日の前日において改正前の条例第1条第1号に掲げる職員として在職していた者に対する同日を含む任期に係る退職手当の支給については、改正前の条例第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該退職手当の額は、改正前の条例第4条第2項の規定による退職手当の額を特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定による退職手当の額とみなして市長の給料月額等の特例に関する条例第2条の規定を適用して得た額とする。
- 7 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号、第3号及び第6号に掲げる職員

(任期の初日が平成27年12月18日以前である者に限る。)に対する当該任期に係る退職手当の支給については、改正後の条例第4条第2項の規定は適用しない。この場合において、当該退職手当の額は、次に掲げる額の合計額を特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定による退職手当の額とみなして改正後の条例附則第2項の規定を適用して得た額とする。

- (1) 改正前の条例別表に規定するその者の給料月額に任期の初日から平成27年12月18日までの月数（1月未満の端数がある場合においては、15日以下は切り捨て、16日以上は1月とする。次号において「基準日前の月数」という。）を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額
- ア 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号に掲げる職員 100分の47
 - イ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に掲げる職員 100分の23
 - ウ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第6号に掲げる職員 100分の12.5
- (2) 改正後の条例別表に規定するその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）から基準日前の月数を減じて得た月数を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額
- ア 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号に掲げる職員 100分の38
 - イ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に掲げる職員 100分の18.6
 - ウ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第6号に掲げる職員 100分の10.2

平成27年2月 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長の給料月額を改定し、地域手当及び退職手当を廃止するとともに、副市長の給料月額及び退職手当の支給割合を改定し、地域手当を廃止し、併せて識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員及び特別職の秘書の職の指定等に関する条例第2条の市長の秘書の職を占める職員の給料月額及び退職手当の支給割合を改定し、地域手当を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

（手 当）

第3条 職員に対しては、給料のほか、給与条例の適用を受ける者の例に準じ、手当（第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員については、地域手当及び通勤手当に限る。）を支給する。ただし、第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員の地域手当の額については、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。

2 省 略

第4条 前条に定めるもののほか、第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員が退職第2号

したときは、その者に退職手当を支給する。

2 第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員に対する退職手当の額は、退職の日に

第2号、

おけるその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月末満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 第1条第1号に掲げる職員 100分の58

(2) 第1条第2号に掲げる職員 100分の47
(1) 100分の38

(3) 第1条第3号に掲げる職員 100分の23
(2) 100分の18.6

(4) 第1条第6号に掲げる職員 100分の12.5
(3) 100分の10.2

3 - 4 省 略

別表（第2条関係）

職 員	給 料 月 額
市 長	<u>1,420,000円</u> <u>1,669,000円</u>
副 市 長	<u>1,130,000円</u> <u>1,096,000円</u>

識見を有する者のうちから 選任された常勤の監査委員	代表監査委員	<u>860,000円</u> <u>834,000円</u>
	代表監査委員以外の監査委員	<u>730,000円</u> <u>708,000円</u>
特別職の秘書の職の指定等に関する条例第2条の市長の秘書 の職を占める職員		<u>405,200円</u> <u>393,000円</u>